

【豊郷町結婚新生活支援事業費補助金】

新婚さんの新生活を応援します

～豊郷町では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越費用・リフォーム費用の補助を行っています～

●補助対象者

補助金を申請する時点で、次の①から⑧までに当てはまる新婚夫婦が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻届を提出し、受理されている世帯。
- ② 豊郷町内の住宅を購入・賃貸・リフォームする契約を締結し、購入・賃貸・リフォームした住宅の住所に転入（転居）届を提出していること。（住宅取得費、住宅賃貸費およびリフォーム費の補助を申請する場合）
- ③ 豊郷町内の住所に転入（転居）届を提出していること。（引越費用の補助を申請する場合）
- ④ 令和7年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の夫婦の所得を合算した金額が所得上限未満であること。
※貸与型奨学金を返済している場合は、貸与型奨学金の年間返済額を所得から控除した金額
- ⑤ 他の公的制度による家賃扶助を受けていないこと。
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
- ⑦ 町税等を滞納していないこと。
- ⑧ 新婚夫婦の年齢が39歳以下であること。

※また、令和6年度に豊郷町結婚新生活支援事業補助金を交付されており、令和6年度の補助上限額の助成を受けていない世帯についても対象となります。

●補助金額

婚姻年月日	年齢	所得上限額	補助金額（対象経費の合計限度額）
令和7年1月1日から令和8年2月28日まで	夫婦ともに 39歳以下	500万円	30万円
令和7年1月1日から令和8年2月28日まで	夫婦ともに 29歳以下	500万円	60万円

●補助対象経費

- ① 住宅取得費（住宅の購入費） ※対象外：土地購入代、住宅ローン手数料、設備購入費、火災保険料、家財保険料
- ② 住宅賃貸費（住宅の賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料） ※対象外：駐車場料金、火災保険料、賃貸保証料、自治会費、更新手数料、鍵交換や清掃費用、水道光熱費
- ③ 引越費用（町内に引越した場合に引越業者・運送業者に支払った費用） ※対象外：不要品処分費用、エアコン等設置費用
- ④ 住宅リフォーム費用 ※対象外：倉庫・車庫にかかる工事費用・門・フェンス・植栽等の外構にかかる工事費用、家電購入・設置に係る費用

●申請期間

令和7年6月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで

●必要書類

共通書類		豊郷町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書
		婚姻後の戸籍謄本
		申請者および配偶者の所得証明書
		申請者および配偶者の町税完納証明書・町納付金完納証明書
貸与型奨学金を返済している場合に必要書類		令和6年1月1日から令和6年12月31日までの返済額が分かる書類
必要書類 経費ごとに	住宅取得費	住宅の登記事項証明書
		売買契約書
		領収書（※令和7年4月1日～令和8年2月28日までにお支払いした費用が対象）
	住宅賃貸費	賃貸借契約書
		領収書（※令和7年4月1日～令和8年2月28日までにお支払いした費用が対象）
		申請者および配偶者の住宅手当支給証明書（給与所得者のみ）
	引越費用	領収書（※令和7年4月1日～令和8年2月28日までにお支払いした費用が対象）
リフォーム費用	契約書、領収書（※令和7年4月1日～令和8年2月28日までにお支払いした費用が対象）	